

## 第1章 総則

### 1-1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体である西和賀町（以下「町」という。）が、法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1-2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

#### (7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### (9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道

府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報、氾濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位への到達情報、並びに氾濫発生情報をいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川において

この水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

### 1-3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

ア 水防団の設置（法第5条）

イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）

エ 水位の通報（法第12条第1項）

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置（法第15条）

カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）

キ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

ク 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

ケ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

コ 警戒区域の設定（法第21条）

サ 警察官の援助の要求（法第22条）

シ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

ス 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

セ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）

ソ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

タ 水防訓練の実施（法第32条の2）

チ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

- ツ (指定水防管理団体) 水防協議会の設置 (法第34条)
- テ 水防協力団体の指定・公示 (法第36条)
- ト 水防協力団体に対する監督等 (法第39条)
- ナ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- ニ 水防従事者に対する災害補償 (法第45条)
- ヌ 消防事務との調整 (法第50条)

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する (法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 指定水防管理団体の指定 (法第4条)
- イ 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第7条第1項及び7項)
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法 (昭和39年法律第167号) 第22条の2)
- エ 都道府県水防協議会の設置 (法第8条第1項)
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知 (法第10条第3項)
- カ 洪水予報の発表及び通知 (法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- ク 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第13条第2項及び第3項)
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)
- コ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条)
- サ 都道府県大規模氾濫減災対策協議会の設置 (法第15条の10)
- シ 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項、第2項及び第3項)
- ス 水防信号の指定 (法第20条)
- セ 避難のための立ち退きの指示 (法第29条)
- ソ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (法第30条)
- タ 水防団員の定員の基準の設定 (法第35条)
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

(3) 国土交通省の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- イ 洪水予報の発表及び通知 (法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- エ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)
- オ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第13条第1項)
- カ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第14条)
- キ 大規模氾濫減災対策協議会の設置 (法第15条の9)
- ク 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項及び第2項)
- ケ 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第31条)
- コ 特定緊急水防活動 (法第32条)
- サ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- シ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

(4) 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

ア 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 居住者等の義務

ア 水防への従事（法第24条）

イ 水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

ア 決壊の通報（法第25条）

イ 決壊後の処置（法第26条）

ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）

エ 業務の実施等（法第36条、法第37条、法第38条、法第39条）

#### 1-4 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

#### 1-5 安全配慮

水防団は、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際には、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適時配置すること等により水防団員自身の安全を確保しなければならない。

また、指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、出水期前においては、洪水時における退避の判断に資するために、堤防決壊の事例等の資料を水防団に配布し、安全確保のための基礎知識の習得を図る。

## 第2章 水防組織

### 2-1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水のおそれがなくなると認められるときまで、町は非常配備体制（町地域防災計画に基づく災害警戒体制、災害警戒本部又は災害対策本部の設置をいう。以下同じ。）により水防事務を処理する。

町地域防災計画 本編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制の確立 参照

## 2-2 町水防団の水防組織

町水防団は、町消防団をもって組織し、その区域における水防を十分に果たすものとする。水防団の組織図、管轄区域については、資料1のとおりである。

## 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の設定基準は資料2のとおりであるが、町内に設定されている箇所はない。

## 第4章 予報及び警報

### 4-1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象庁が発表若しくは伝達する注意報及び警報

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は、設けられていない。

水防活動上必要な注意報、警報の種類と概要は、次のとおりである。

#### 【注意報、警報の種類概要】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

【発表基準】

(大雨警報発表基準)

市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西和賀町	15	126

(洪水警報発表基準)

市町村	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
西和賀町	和賀川流域=34、南本内川流域=21.8、小鬼ヶ瀬川流域=8.9、鬼ヶ瀬川流域=12、下前川流域=8.6、本内川流域=12.2、七内川流域=10.1、横川流域=21.6	和賀川流域=(5, 30.6)、横川流域=(5, 19.4)	—

<sup>\*1</sup> (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(大雨注意報発表基準)

市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西和賀町	7	88

(洪水注意報発表基準)

市町村	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
西和賀町	和賀川流域=27.2、南本内川流域=17.4、小鬼ヶ瀬川流域=7.1、鬼ヶ瀬川流域=9.6、下前川流域=6.8、本内川流域=9.7、七内川流域=8、横川流域=17.2	和賀川流域=(5, 21.8)、小鬼ヶ瀬川流域=(5, 7.1)、鬼ヶ瀬川流域=(5, 9.6)、本内川流域=(5, 9.7)、七内川流域(6, 6.4)、横川流域=(5, 17.2)	—

<sup>\*1</sup> (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

(2) 警報等の伝達経路及び手段

警報等の伝達経路及び手段は、資料3のとおりである。

4-2 水位周知河川における水位到達情報

知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及

び第2項に規定される特別警戒水位)及び避難判断水位に達したときは、知事はその旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、町長にその通知にかかる事項を通知する。

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
和賀川	左岸 和賀郡西和賀町沢内字長瀬野12地割133番地先(安ヶ沢川合流点)から 和賀郡西和賀町槻沢25地割55番2地先(下前川合流点)まで 右岸 和賀郡西和賀町沢内字泉沢2地割29番地先(安ヶ沢川合流点)から 和賀郡西和賀町湯田19地割169番4地先(下前川合流点)まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

水位周知 河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	水防団 準備水位	水防団 出動水位
和賀川	新町	0.5 m	1.1 m	1.1 m	2.3 m	0.5 m	1.1 m

(3) 水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
和賀川	県(北上土木センター)

(4) 水位到達情報の伝達

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4のとおり。

4-3 水防警報

4-3-1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4-3-2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。



種類	内 容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水防団準備水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水防団出動水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防活動の必要がなくなったとき。

(2) 県が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

4-2 水位周知河川における水位到達情報(1)と同じ。

イ 水防警報の対象となる基準観測所

4-2 水位周知河川における水位到達情報(2)と同じ。

ウ 水防警報の担当官署

4-2 水位周知河川における水位到達情報(3)と同じ。

エ 水防警報の伝達

水防警報の伝達経路及び手段は、資料4のとおりである。

## 第5章 雨量・水位等の観測及び通報

### 5-1 雨量の観測

町内の雨量観測所は、資料5のとおりである。

### 5-2 水位の観測及び通報

(1) 水位観測所

町内の水位観測所は、資料6のとおりである。

(2) 水位の通報

水位の連絡系統図は、資料7のとおりである。

## 第6章 気象等予報・警報の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、次のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

ア 気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

イ 盛岡地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/morioka/>

(2) 雨量・河川水位

ア 国土交通省（川の防災情報）

<http://www.river.go.jp/>

（スマホ版）<https://www.river.go.jp/s/xmn0105010/>

イ 岩手県（岩手県河川情報システム）

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

ウ いわて防災情報ポータル

<https://iwate.secure.force.com>

エ 川の水位情報 危機管理型水位計

<https://k.river.go.jp/>

## 第7章 通信連絡

### 7-1 通話施設の使用

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。水防関係機関電話番号一覧表は、資料8のとおりである。

### 7-2 その他の通話施設の使用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて町地域防災計画第3章第3節通信情報体制に定められた通信設備を使用することができる。

## 第8章 水防施設及び輸送

(1) 町内の備蓄資器材は、資料9のとおりである。

(2) 水防管理者は、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長又は岩手県県南広域振興局土木部長の承認を受けて使用することができる。

## 第9章 水防活動

### 9-1 水防配備

#### (1) 町の非常配備

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

#### (2) 水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

### 9-2 巡視及び警戒

#### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防施設、農業用ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設、農業用ため池等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を水防管理者に連絡するものとする。

農業用ため池の管理者は、随時に施設の安全点検を行うとともに、気象情報に留意し、特に災害が発生するおそれがある場合は、直ちに施設の監視及び緊急点検を実施し、異常を確認したときは、町に連絡するとともに、決壊、越流等による被害を最小限にするための応急措置を講ずるものとする。本町に關係する防災重点ため池は、資料10のとおりである。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

#### (2) 出水時

水防管理者等は、非常配備体制時には、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県南広域振興局土木部長及び河川等の管理者に報告するものとする。

ただし、堤防、ダム、農業用ため池その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、9-6に定める決壊後の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

### 9-3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団員は、9-7により非常配備が解除されるまでの間、自らの判断等により部署を離れてはならないものとする。

### 9-4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 9-5 避難のための立ち退き

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、北上警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県南広域振興局土木部長に速やかに報告するものとする。

### 9-6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

#### (1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダム、農業用ため池その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちに関係者（地域住民、北上警察署、県南広域振興局土木部等及び隣接市町）に通報するものとする。

#### (2) 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者等及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

### 9-7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要について、水防管理者に直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第10章 避難指示等の発令

### 10-1 避難指示等の実施

法第29条に規定する洪水又は雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要区域の居住者等に対し、避難指示等を発令するものとする。

町地域防災計画 本編 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難・救出 参照

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 11-1 水防信号

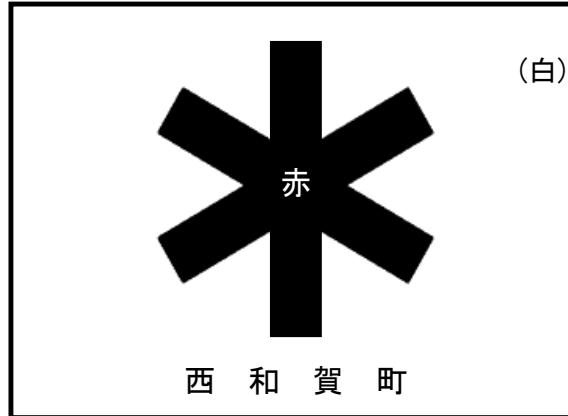
法第20条の規定による水防信号は、次のとおりとする。

信号種別	打鐘信号	余いん防止符サイレン信号
警戒信号	1点と4点との連打 ○ ○○○○ ○ ○○○	1分 長声一声
出動信号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連打	3秒 10秒 3秒 10秒 2秒 2秒 2秒 連続
避難信号	乱打 ○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 2秒 2秒 2秒 連続
解除信号	口頭伝達	口頭伝達

### 11-2 水防標識

(1) 法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。

(優先通行標識)



約60cm

約90cm

- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

### 11-3 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身 分 証 票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
年 月 日	西和賀町長
	氏 名 印

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

## 第12章 協力及び応援

### 12-1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定にかかる援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（和賀川の水位）の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

### 12-2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき協定締結団体に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 12-3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

### 12-4 国（河川事務所、地方气象台等）及び県との連携

#### (1) 北上川上流大規模氾濫減災協議会

町は、国土交通省岩手河川国道事務所、盛岡地方气象台、県及び北上川上流市町長により組織される北上川上流大規模氾濫減災協議会に参加し、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

#### (2) ホットライン

町は、水位周知河川の水位状況について県とのホットラインにより、気象状況については盛岡地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

## 12-5 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13-1 費用負担

町の水防に要する費用は、法第41条の規定に基づき町が負担するものとする。

ただし、次に掲げる費用及び負担については、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定による著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 13-2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けたものは上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けたものは、水防管理者より交付される以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

<b>公用負担権限委任証</b>		
西和賀町水防団 所属・階級		
氏 名		
上記の者に、西和賀町区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		印
氏 名		



(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

<b>公用負担命令書</b>					
第	号				
	種類	員数	処	分	
	使用	収用	処	分	
	年	月	日		
			様		
				水防管理者	氏名
				事務取扱者	氏名
					印

(4) 損失補填

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防報告等

### 14-1 水防記録

水防団員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 14-2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況について県南広域振興局土木部を経

由して県水防本部に報告するものとする。

## 第15章 水防訓練

町は、毎年水防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

## 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 16-1 浸水想定区域の指定

県は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表する。

本町に関係する洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりである。

(県管理河川)

水系・河川名	指定公表年月日	備考
北上川水系・和賀川	令和3年3月30日	岩手県告示第261号

### 16-2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

#### (1) 水位到達情報の伝達方法

資料4のとおり

#### (2) 指定緊急避難場所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

#### (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設の名称及び所在地

#### (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）

#### (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 16-3 ハザードマップ

町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達情報、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物の配布その他の適切な方法により住民に周知するものとする。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### 16-4 予想される水災の危険の周知等

町は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知することとする。

### 16-5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

### 16-6 タイムラインについて

水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

## 第17章 水防協力団体

### 17-1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、16-2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 17-2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集及び提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発

(6) 前各号に附帯する業務

**17-3 水防協力団体の水防団等との連携**

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。